

令和 6 年 6 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 6 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 星 野 文 雄	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 新 井 巖 雄	3 番 岩 崎 俊 明	4 番 大 塚 孝 一
5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

2 番 石 原 茂 樹

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長	山 銅 敏 男	事務局長補佐	高 橋 潤 一
主 査	松 嶋 広 晃		

事 務 局

それでは、これより令和 6 年 6 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、農地利用最適化推進委員「2 番 石原委員」の 1 名です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつかございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。よろしくお願いいたしますします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたしますします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 6 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 6 月 25 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：大澤 恵美子 委員」と「8 番：関口 裕 委員」の両名をお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 6 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、貸露天駐車場用地。申請隣地の某会社の貸露天駐車場として活用したく申請するもの。大間々土地改良区第 10 工区、第 3 種農地。
以上、よろしくお願いいたしますします。

番号 1 番

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、笠懸第 3 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、赤石です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は、笠懸の文化ホール東側の道路入口から南に 200m 下がった右側 3 店舗建物の裏側にあたります。何の問題も

ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 6 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 3 件ございます。始めに、番号 1 番、番号 2 番を説明します。
番号 1 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、一般住宅用地、使用貸借。現在、アパートに住んでおりますが、母所有の申請地に住宅を新築したく申請するもの。
大間々用水土地改良区第 6-1 工区、第 2 種農地。
続きまして番号 2 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、車庫建設用地、使用貸借。現在、趣味のオートバイ 8 台を、祖母名義の空き地に収納しておりますが、自宅前の申請地にオートバイを移転させるため、車庫建設用地として申請するもの。
第 3 種農地。よろしくご審議お願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は、大間々尾島線、笠懸吹上のセブンイレブン信号を右折し、500m くらい行った新里笠懸郡境の信号手前 100m くらいの左側にあり、パチンコ D ステーションの南側になります。現状は 2 面が住宅に面し、また 2 面が道路に面しております、何の問題ないと思います。
慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 3 番をご覧ください。申請地は、みどり市教育庁舎を南下しまして、県道 3 号を渡り 50m ほど進んだ左側になります。住宅と隣接していて車庫用地として問題ないと思われます。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして番号 3 の説明をさせていただきます。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、田、太陽光発電設備設置用地、売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営んでおりますが、事業に適した申請地に太陽光発電設備を設置したく申請するもの。
第 2 種農地。よろしくご審議お願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、大間々第 14 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 4 番をご覧ください。こちらは、ながめ公園から県道 338 号線に向かい、T 字路を右折し高津戸橋 200m くらい先を右折して 50m 先の左側に位置します。膝丈くらいの草が生い茂っていますが、日当たりも良く太陽光用地としては問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 4 ページをご覧ください。議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があつたので、決定を求める。

令和 6 年 6 月 25 日提出。みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 8 件のみとなります。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局 新規設定。

番号 1 番。笠懸町鹿、台帳田、現況畑になります。

番号 2 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 4 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 5 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 6 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 7 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 8 番。大間々町浅原、台帳、現況とも田になります。

新規設定 8 件の地積合計は、13,222 m²となります。

以上 8 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定、番号 1 番から番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定、番号 1 番から番号 8 番について採決をいたします。新規設定、番号 1 番から番号 8 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、新規設定、番号 1 番から番号 8 番は可決いたします。

議 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 6 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 6 月 25 日 午後 1 時 50 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人
会 長

小林 利信

5 番委員

大澤 恵美子

8 番委員

関 裕